

## 第4次国土利用計画(三島市計画)(案)の概要

### 1 国土利用計画とは

#### (1) 目的

国土利用計画法に示される国土利用の基本理念に即し、長期にわたって安定した均衡のある国土の利用を確保すること。

#### (2) 市町村計画の位置付け

国土利用計画法第8条に基づく市町村における土地利用に関する行政の指針となるべき計画であり、全国計画、都道府県計画と併せて国土利用計画体系を構成するもの。

### 2 第4次国土利用計画(三島市計画)(案)について

#### (1) 策定の方向性

基本的な考え方は第3次計画(現行)を踏襲し、土地利用の維持・保全を念頭に置きつつ、現況に即して時点修正を行う。

一方、今後整備される都市計画道路西間門新谷線の周辺については、沿線部だけでなく、市街化区域に隣接する北側後背地まで含めて、商業系・業務系等複合的な産業集積を図るゾーンとして新たに設定する。

#### (2) 第3次計画(現行)からの主な変更点

##### ア 土地利用の基本方針

土地利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえつつ、静岡県計画(第5次)との整合を考慮して、以下の3本柱とする。

カテゴリー	(参考) 県計画	第4次計画
防災	日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用	災害リスクを考慮した安全・安心な土地利用
持続的成長	将来に向け持続的成長を確保する県土地利用	人口減少社会において持続的発展を実現する土地利用
環境保全	憧れを呼ぶ美しさと品格を備えた県土地利用	美しく品格ある都市形成に向けた土地利用

##### イ 土地利用構想図

ゾーン区分・名称等を整理・統合するとともに、今後整備される主要幹線道路の西間門新谷線沿道一帯の土地利用を図るため「複合産業集積ゾーン(新規)」を設定し、箱根西麓地域の既存観光施設(スカイウォーク等)を計画上位置付けるため「観光振興ゾーン(新規)」を設定する。

区域	【現行】第3次計画	【新規】第4次計画	主な変更点
保全系	箱根西麓環境保全ゾーン	環境保全ゾーン	
	環境優先ゾーン	環境優先ゾーン	
	農業振興ゾーン	農業振興ゾーン	1→4箇所

共生系	<u>自然環境共生型有効利用検討ゾーン</u>	—	他のゾーンに統合
	<u>環境改善ゾーン</u>	—	廃止
	<u>環境共生型文教ゾーン</u>	—	他のゾーンに統合
	低密度住宅地共生ゾーン	低密度住宅地共生ゾーン	
整備・集積系	複合交流拠点整備促進ゾーン	複合交流拠点整備ゾーン	3→1箇所
	健康・福祉・医療施設等整備促進ゾーン	健康・福祉・医療拠点整備ゾーン	
	中心市街地整備促進ゾーン	中心市街地活性化ゾーン	
	<u>沿道型市街地誘導ゾーン</u>	—	他のゾーンに統合
	<u>沿道型商業整備促進ゾーン</u>	<u>沿道サービス誘導ゾーン</u>	3→1箇所
	地域商業拠点整備促進ゾーン	地域拠点整備ゾーン	1→4箇所
	<u>沿道型産業集積促進ゾーン</u>	—	他のゾーンに統合
	<u>産業集積ゾーン</u>	<u>工業集積ゾーン</u>	1→3箇所
	工業集積促進ゾーン	—	他のゾーンに統合
	—	<u>複合産業集積ゾーン</u>	新規
—	<u>観光振興ゾーン</u>	新規	

### (3) 目標年次

令和12(2030)年 ※計画期間：10年間

### 3 パブリック・コメント意見募集期間

令和3年1月8日(金)から2月8日(月)まで

### 4 計画の最終案決定・公表時期

令和3年3月末(予定)